

◆セメント処理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
191	6	第30条	2		不可抗力による一部の業務遂行の免除	「乙が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする」とありますが、その期間の灰をどうするかの記事がありません。不可抗力における公共負担の原則により、甲の責により、灰の資源化または処分を行っていただけませんか？	灰の処分について、原則として事業者の責任で行っていただきます。その上で、その不可抗力がなければ発生しなかったであろう費用については、29条2項の協議を行い、判定を行います。